

2025年度学園生活オリエンテーション

アルバイト求人情報の紹介について ～主な内容～

- ①アルバイト紹介システムについて
- ②ブラックバイトに注意
- ③自分の身を守るには
- ④外部相談窓口の紹介
- ⑤闇バイトは絶対NG!!



アルバイト紹介システム

中央大学では、アルバイト求人情報を

「バイトネット」

https://baitonet.jp/chuo-u/?url=sch_sels/index/chuo-u

で紹介しています。

バイトネットの特徴

安心安全なアルバイト求人のみ掲載

以下の求人は掲載していません。

- 現場作業（土木や水道工事など）
- 深夜（22:00～6:00）の仕事
- お酒の接待が伴う仕事
- 歩合制もしくは登録制の仕事
- 車やバイクの運転が伴う仕事
- 労働条件が不明確な仕事

バイトネットの特徴

飲食系や塾講師のアルバイトだけでなく、試験監督やイベントスタッフ、商品モニターなどの単発バイト情報も掲載されています。

中には、バイトネットのみに掲載されているレア求人も！

中大生はバイトネットを利用して、モニターやイベントスタッフなどの単発バイトを見つけているようです。

中大生の利用状況

2024年度は1,120名が新規登録！

バイトネットに加入している大学の中で、2番目に多い数字です。在学生数に占める加入割合だと1位という話も！

中大生はバイトネットを利用して、どのような求人を探しているのでしょうか？

中大生の利用状況

- ・イベントスタッフ
- ・単発モニター
- ・塾講師
- ・試験監督
- ・法律事務所や会計事務所スタッフ

これらの求人をバイトネットで見つけている中大生が多いようです。特に単発バイトの利用が多いのが特徴です。

アルバイト探しの手段の一つとして、他のアルバイト求人紹介サイトとだけでなく、こちらにも利用登録しておくことをおすすめします。

バイトネット登録・利用手順

1, バイトネットのwebページへ進み、(以下のリンク先、もしくは「中央大学 バイトネット」と検索) https://baitonet.jp/chuo-u/?url=sch_sels/index/chuo-u

2, ページ内の「ご利用登録」からメールアドレスを入力し、仮登録をする。

3, 本登録の案内メールが届くので、本文中のURLにアクセスする。

バイトネット登録・利用手順

4, 全学メールアドレス(@g.chuo-u.ac.jp)とその他の必須項目を入力し、本登録を完了する。

5, 設定した全学メールアドレスとパスワードでログインし、求人情報を閲覧する。

アルバイトのメリット・デメリット

■アルバイトをするメリット

◎お金を稼ぐことができる

◎社会経験が得られる

- ・ 様々な仕事を経験できる
- ・ ビジネスマナーが身につく
- ・ 知識やスキルがアップする
- ・ 仕事を通じてやりたいことが見つかる
- ・ 就活でのアピールポイントができる



◎人間関係が広がる

- ・ 友達が増えプライベートが充実する
- ・ 社会人（大人）と関わる
- ・ 先輩や後輩ができる



アルバイトのメリット・デメリット

■アルバイトをするデメリット

●時間を拘束される

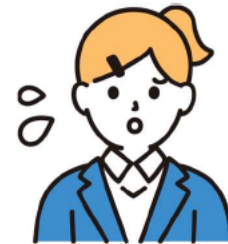
- ・勉強の時間が削られ、学業との両立が大変になる
- ・疲れて授業に出られない、出席しても集中できない
- ・生活が不規則になり、体調を崩してしまう
- ・自由に使えるプライベートな時間が減る

●精神的なストレスを抱えることがある

- ・客や上司、バイト仲間に気をを使う
- ・仕事や職場環境に慣れる必要がある
- ・人間関係のトラブル



**過度なアルバイトによる
悪影響に注意しましょう！**



アルバイトのトラブルに気を付けよう！

- ・ブラックバイト
- ・闇バイト

などの言葉を耳にしたことがあるのではないのでしょうか？



ブラックバイトと闇バイトの違いは？

- ・ブラックバイト

過剰な業務や、長時間の拘束、過剰なノルマ強要など、就業環境が劣悪なアルバイトのことを指しています。

働く人はブラックバイトの
「被害者」です。

ブラックバイトと闇バイトの違いは？

・闇バイト

高額な報酬と引き換えに、違法な犯罪行為に加担するアルバイトのことを指します。

闇バイトに従事した場合は、犯罪行為に加担した
「加害者」となります。

似ている言葉ですが、その中身は全く異なります。

被害者にならないためには？

☑ 法的知識をもっておこう

学生であっても、アルバイトとして雇用される以上は「労働者」です。労働基準法や労働契約法など、様々な労働法のもとで働くことになります。

雇う・雇われる関係は契約で成り立っており、労働者は様々な法律で守られています。ブラックバイトから自分の身を守るためにも、自身を守ってくれる法律に関する知識を持ちましょう

労働法を知るための資料、あります

法律についての知識を持てと言われても…となるか
と思います。そこで、バイトネットを運営する企業「学
生情報センター」が作成している

「あなたのバイトは大丈夫？！知って
おきたい労働法」

に、一度目を通してください。

労働法を知るための資料、あります

ブラックバイトをテーマに、

- ・アルバイトは残業代が出ない？
- ・アルバイトに有給休暇は付与されない？
- ・アルバイトは労災保険の対象外？

等の解説と対処が書かれています。法的知識を持っておくことで、「これはもしかしておかしなことなのでは？」と気づくことができます。

その一部をご紹介します

■「ブラックバイト」とは

ブラックバイトとは、アルバイトやパートタイマーなどの非正規雇用者を**違法な環境や条件**で酷使すること。いわゆる「**ブラック企業**」の**アルバイト版**です。

違法な環境や条件として、下記のようなものが挙げられます。

- ・ 労働条件を書面で明示されていない
- ・ 給与が定められた期日にももらえない
- ・ 最低賃金未満の時給（研修時も）
- ・ 限度を超えた減給
- ・ 休憩が取れない
- ・ 着替え、清掃などの準備時間が無給
- ・ 賃金や残業代の不払い
- ・ 残業手当、深夜手当がない
- ・ 労働時間の切り捨て
- ・ 違法な長時間労働
- ・ シフトの強制、急な呼び出し
- ・ 有給休暇がもらえない
- ・ 労災保険に加入していない
- ・ 商品を自己負担で購入させる
- ・ 過剰なノルマ強要
- ・ 不合理な罰金、損害賠償請求
- ・ セクハラ、パワハラ
- ・ 会社の都合による一方的な解雇、休業
- ・ 辞めたいのに辞めさせてもらえない
- ・ 違約金や賠償金の請求
- ・ レジの不足金を自腹で補填
- ・ 制服や用具などの費用を負担させられる

その一部をご紹介します

■労働条件を確認しよう



アルバイトを始めることになりました！
バイト先に給料や勤務時間などの条件を確認したら、
「募集広告に書いてある通りだよ」とだけ言われました。



必ず条件を書いた書面をもらって、内容を確認して働き始めましょう！



あとで「最初に聞いた話と違う！」と困らないように、アルバイト先から
時給や働く時間について書かれた書面をもらって保存しておきましょう。

法律上も、雇う側が働く人に

- ①アルバイトをする期間
- ②仕事の内容や働く場所
- ③働く時間や休日
- ④時給
- ⑤辞めるときのきまり

など重要な条件を示した書面を渡すか、働く人が希望すれば、Fax、メール、SNS等で
通知することとなっています。内容をきちんと確認して、働き始めましょう。



その一部をご紹介します

■最低賃金を確認しよう



最初の月は研修中なので、バイト代は時給600円と言われました。安すぎると思いますが、これって仕方ないことなの！？



研修中であっても、時給は最低賃金額以上でなければなりません！



バイト代などの賃金は、雇う人と働く人の間の契約によって決まりますが、都道府県ごとに定められた「最低賃金」を下回ることはできません。

※地域別最低賃金の例（2024年10月現在）

- | | |
|-------------|-------------|
| ・宮 城：973円 | ・愛 知：1,077円 |
| ・東 京：1,163円 | ・京 都：1,058円 |
| ・神奈川：1,162円 | ・大 阪：1,114円 |
| ・埼 玉：1,078円 | ・兵 庫：1,052円 |
| ・千 葉：1,076円 | ・福 岡：992円 |

**自分の地域の
最低賃金を
知っておこう**

その一部をご紹介します

■休憩が取れない！



1回6～8時間ぐらいバイトをしています、忙しくて休憩がまったく取れない日が多く、体力的につらいです…。



6時間を超えて働く場合は、休憩が取れます！



法律では、以下の休憩時間を与えなければならないことになっています。

①働く時間が6時間を超え、8時間以下の場合には少なくとも45分

②働く時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間

なお、6時間ちょうどの場合は、法律上は休憩を与えることは義務とされていません。

※休憩時間のルール

勤務時間が6時間を超えたら→**最低45分**

勤務時間が8時間を超えたら→**最低60分**

その一部をご紹介します

■退職について



アルバイトを辞めさせてもらえません。
「辞めるなら代わりを連れてこい」と言われます！



原則として、退職はいつでもできます！



アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。代わりの人を無理して探す必要はありません。

法律では、あらかじめ契約期間が定められていないときは、退職届を出すなど退職の申入れをすれば、2週間経てば辞めることができると定められています。

ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アルバイト先とよく話し合ってください。

労働法を知るための資料、あります

「あなたのバイトは大丈夫？！知っておきたい労働法」

全編はmanaba「学生部のお知らせ」に掲載していますので読んでください。

あなたの身を守るための知識です！

知識を持っておいて損することはありません

それでも困ってしまったら？

☒ 困ったときは第三者を頼ろう

「法律違反とわかっているけど、言いにくい・・・」「店長に怒鳴られて拒めなかった」という人もいます。「勇気を出して言ってみて、変わらなかったらどうしよう」、と考えてしまうこともありますよね。

そういうときは外部の相談窓口を頼りましょう。

自分一人で抱え込み、解決方法を模索する必要は決してありません。

大学（学生部）へご相談ください

アルバイト等で不安や悩みを抱えている方、また困りごとがある場合は、学生部へご連絡ください。

多摩	学生生活課
後楽園	都心学生生活課
市ヶ谷田町	都心学生生活課（市ヶ谷田町担当）
茗荷谷	茗荷谷スチューデントハブ

もしくは、学生相談室（使い方は以下のリンクから）

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/counseling/>

ただし…

ブラックバイト（法令違反）だととはっきりわかっている場合は、すぐに外部の相談窓口へ相談することを勧めます！

風邪を引いたら専門機関（病院）へ行くように、ブラックバイトのような労働に関するトラブルも専門機関（相談窓口）を頼ることが、解決への近道です。

公的な相談窓口（外部）

「総合労働相談コーナー」

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

職場のトラブルに関するご相談や、解決のための
情報提供をワンストップで行う相談窓口です。

公的な相談窓口（外部）

電話相談

「労働条件相談ほっとライン」

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例をふまえた相談対応や各関係機関の紹介などを行う、電話相談です。

最後に… 闇バイトは絶対NG！！

繰り返しになりますが、闇バイトは高額な報酬を得る代わりに、違法犯罪に加担する行為です。

SNS上で募集されていたり、知人・友人から話をもちかけられることがあります

絶対にやめてください。

アルバイトではなく、ただの犯罪です。手を染めると人生を棒に振ることになります。

最近は手口が巧妙になり、SNS上だけでなく大手一般求人サイトでも掲載されてしまったケースもあるため、注意しましょう。

闇バイト防止啓発資料も閲覧できます

■こんな求人は危険！闇バイトの見分け方

仕事に関する知識が乏しく、お金が欲しい学生を犯罪グループは狙っています。通常のアルバイトだと思って応募したら闇バイトだった…なんてこともあるので注意が必要です。

💀条件が良すぎる！

「時給1万円～」 「1日5万円～」 「月100万円！」 など、極端に高額な報酬を提示している求人は要注意です。よほどの専門知識や特別なスキルが求められる仕事でない限り、高額な報酬をもらえることはありません。

💀仕事内容が曖昧！

「運ぶだけ」「渡すだけ」など仕事内容が曖昧で簡単すぎる場合や、ただ「仕事あります！」とだけで業務の内容が全くわからないようなものも危険です。もし闇バイトでなかったとしても「ブラック企業」の可能性があります。

正しい求人票には、給与以外に下記のような情報が明記されています。

- ・勤務場所（どこで）
- ・仕事内容（どんな仕事を）
- ・勤務時間（いつ、どれくらいの時間／期間）
- ・企業情報（企業・団体名や所在地、連絡先など）

💀連絡手段がTelegram（テレグラム）

応募後の連絡手段としてテレグラムへ誘導される場合も注意です。一般的に、企業と応募者とのやり取りは「電話」「メール」「求人サイトのメッセージ機能」などが使われます。

闇バイト防止啓発資料も閲覧できます

闇バイトについて詳しく紹介している「闇バイトにご注意！犯罪に巻き込まれないために」

全編はmanaba「学生部のお知らせ」より閲覧可能です。

「あなたのバイトは大丈夫？！知っておきたい労働法」と合わせてご覧ください。

トラブルに注意しつつ、
アルバイトと学業の両立を！



中央大学

CHUO UNIVERSITY

— Knowledge into Action —